

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日起算の翌日は、  
当該日が休日である場合)

## 目次

◇告示  
平成7年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき許可をすべき面積の限度(森林保全課)

鳥取県知事 西尾邑 次

### 鳥取県告示第八十七号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、保安林の平成7年度における皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

平成7年1月1日

水源のかん養	指定目的	同一の単位とされる保安林の所在場所		皆伐面積の限度 (ヘクタール)
		単位区域名	所在場所	
鳥取地区	鳥取市、岩美郡、気高郡及び八頭郡 (河原町及び郡家町に限る。)	鳥取市	在 場 所	六〇一・五一
八頭地区	八頭郡(河原町及び郡家町を除く。)	八頭郡	在 場 所	一、三三三・四八
倉吉地区	倉吉市及び東伯郡	倉吉市	在 場 所	九〇七・七三
米子地区	米子市、西伯郡及び日野郡(溝口町 及び江府町に限る。)	米子市	在 場 所	四〇五・一八
日野地区	日野郡(日野町及び日南町に限る。)	日野郡	在 場 所	九〇五・五八
土砂の流出 の防備	鳥取	鳥取市	在 場 所	三四・九六
米子	倉吉	倉吉市	在 場 所	二三・三五
岩美	鳥取	鳥取市	在 場 所	〇・〇五
国府	岩美郡国府町	岩美郡国府町	在 場 所	三・〇三
福部	岩美郡福部村	岩美郡福部村	在 場 所	五一・六二
郡家	八頭郡郡家町	八頭郡郡家町	在 場 所	六・八二
船岡	八頭郡船岡町	八頭郡船岡町	在 場 所	一・〇〇
八東	八頭郡八東町	八頭郡八東町	在 場 所	二・八二
若桜	八頭郡若桜町	八頭郡若桜町	在 場 所	七・四四
河原	八頭郡河原町	八頭郡河原町	在 場 所	七・二五
八頭	八頭郡用瀬町	八頭郡用瀬町	在 場 所	七・七四
智頭	八頭郡智頭町	八頭郡智頭町	在 場 所	七・三八
佐治	八頭郡佐治村	八頭郡佐治村	在 場 所	〇・七六
用瀬			在 場 所	〇・六五
氣高			在 場 所	四二・四五
鹿野			在 場 所	四・七八
青谷	氣高郡青谷町	氣高郡青谷町	在 場 所	

泊	東伯郡泊村	○・○六
東郷	東伯郡東郷町	二三・八三
三朝	東伯郡三朝町	一五・三五
関金	東伯郡関金町	八・四八
北条	東伯郡北条町	○・○七
東伯	東伯郡東伯町	三〇・三九
赤崎	東伯郡赤崎町	○・七九
中山	西伯郡中山町	○・七六
大山	西伯郡大山町	九・五〇
岸本	西伯郡岸本町	○・一二
淀江	西伯郡淀江町	○・一六
西伯	西伯郡西伯町	三・〇七
溝口	日野郡溝口町	二・六三
日野	日野郡日野町	二・二六
江府	日野郡江府町	一一・八九
高路	鳥取市高路	六・六九
志津	倉吉市志津	○・一五
栗尾	倉吉市栗尾	○・九一
大原	倉吉市大原	二・〇八
長谷	岩美郡岩美町大字長谷	○・三四
喜才谷山	八頭郡船岡町大字殿字喜才谷山	○・二〇
明見谷東平	八頭郡船岡町大字殿字明見谷東平	○・二二
池ノ内下平	八頭郡用瀬町大字赤波	○・四八
赤波	八頭郡用瀬町大字赤波	○・七八

公衆の保健		
西部地区	中部地区	東部地区
米子市、境港市、西伯郡及び日野郡	鳥取市、岩美郡、八頭郡及び気高郡	大谷奥
倉吉市及び東伯郡	西伯郡西伯町大字伐株字大谷奥	法勝寺
米子市、境港市、西伯郡及び日野郡	西伯郡淀江町大字本宮	本宮
三・七四	西伯郡西伯町大字法勝寺	孝靈山
一七・三三	西伯郡淀江町大字本宮	野及び長田字孝靈山
三八・六四	西伯郡西伯町大字法勝寺	七・二一
○・三四	西伯郡淀江町大字本宮	水谷
○・二二	西伯郡西伯町大字法勝寺	大谷
○・五四	西伯郡西伯町大字法勝寺	東郷
○・二二	西伯郡西伯町大字法勝寺	三朝
○・五四	西伯郡西伯町大字法勝寺	関金
○・三四	西伯郡西伯町大字法勝寺	北条
○・五六	西伯郡西伯町大字法勝寺	東伯
○・三四	西伯郡東伯町大字杉地	赤崎
○・五六	西伯郡東伯町大字杉地	中山
○・三四	西伯郡東伯町大字杉地	大山
○・二二	西伯郡岸本町	岸本
○・一二	西伯郡淀江町	淀江
○・一六	西伯郡西伯町	西伯
三・一六	西伯郡見町	見会
○・七七	西伯郡見町	赤崎
九・五〇	西伯郡大山町	大山
○・七六	西伯郡中山町	中山
○・七九	東伯郡赤崎町	東伯
○・七九	東伯郡東伯町	北条
○・七九	東伯郡北条町	三朝
○・七九	東伯郡関金町	関金
○・七九	東伯郡東郷町	東郷
○・七九	東伯郡東伯町	泊